

行政委員会の職務・職責、活動内容等

委員会名 【委員数】	根拠法令	主な職務権限	委員に課される責任	委員が受ける制限等	任期	委員の活動内容	
						実績が確認できる活動	実績が確認し難い活動
教育委員会 【6名】 (うち1名は 教育長)	地方教育行政の 組織及び運営に 関する法律	○学校教育及び社会教育に 関する一般方針の決定 ○設置、管理及び廃止 ○教育に関する他の管理 及び執行の状況の点検、評価 ○教職員の任免その他の人事 要する議案に関すること ○教育予算その他の議案の議決を 教育全般にわたる	○教育に関する事務の適正な 管理執行	○議員等兼職の禁止 ○守秘義務 ○政治的行為の制限	4年	○定例会(月2回) ○臨時会 ○委員協議会 ○教員採用審査面接 ○学校視察等 ○各種会議	○議案、報告事項等の内容の事前確認、検討 ○今後重要な課題となる事項の協議に向けての調査 ○研修会、意見交換会等の資料の事前確認 ○県議会本会議、常任委員会のための関係資料の読み込み ○教員採用審査の面接のための準備等
選挙管理 委員会 【4名】	地方自治法	○選挙の管理執行及び選挙争訟 の処理 ○市町村選挙管理委員会に対 する技術的助言及び勧告	○選挙に関する事務及びこれに 関係のある事務についての適 正な管理執行	○議員等兼職の禁止 ○立候補の制限 ○選挙運動の禁止 ○守秘義務	4年	○定例会 (原則月1回) ○臨時会 ○選挙関係用務 ○各種会議	○各種会議資料の事前読み込み、調査 ○選挙争訟に係る申立書や判例等資料の読み込み ○選挙争訟に係る争点の整理、裁決書等の内容検討 ○選挙に関する知識の研鑽等
人事委員会 【3名】	地方公務員法	○職員採用試験等の実施 ○給与等に関する勧告、報告 ○不服申し立て等の審査 ○規則の制定	○人事行政に係る行政的権限、 準司法的権限及び準立法的 権限の適正な管理執行	○議員等兼職の禁止 ○守秘義務 ○政治的行為の制限 ○委員の複数人が同一 政党に属することの 制限	4年	○定例会(月2回) ○臨時会 ○採用試験面接 ○不服申立事案等に 係る審理 ○各種会議	○職員の給与等に関する報告及び勧告文書等の内容検討 ○職員の採用面接に当たり、受験者に関する資料等の内容確認 ○職員からの不服申立事案の内容の把握、判定内容の検討 ○人事行政に関する知識の研鑽及び各種会議資料の事前読み込み
公安委員会 【3名】	警 察 法	○県警察の管理 ○規則の制定 ○監察の指示 ○事情の受理 ○道交法、銃刀法、風営法等に 規定する権限に属する事務	○警察法で規定する軌道府県 公安委員会の事務の適正な 管理執行	○議員等兼職の禁止 ○守秘義務 ○政治的行為の制限 ○営利企業の従事 制限	3年	○定例会(月3回) ○臨時会 ○監察、交番等への 視察督励 ○各種行事・会議への 出席	○24時間発動している県警察での重大事件、大規模災害、 非違事案発生時の報告受審等対応 ○各種会議資料等の作成 ○視察、各種行事の事前準備(挨拶内容等の検討) ○警察職員の職務執行に関する苦情の調査及び回答
労働委員会 【15名】	労働組合法 労働関係調整法 個別労働関係紛 争の解決の促進 に関する法律	○不当労働行為事件の審査及び 判定 ○労働組合の資格審査 ○労働争議のあっせん、調停 及び仲裁 ○個別労働関係紛争のあっせん	○労働組合法に基づく準司法的 権限、労働関係調整法に基づ く調整的権限の適正な管理執行 ○迅速かつ適切な解決	○守秘義務 ○公益委員の複数人が 同一政党に属する ことの制限	2年	○定例総会 (月2回程度) ○不当労働行為事件の 調査及び審問 ○公益委員会議 ○労働争議の調整 ○個別労働関係紛争の 相談・あっせん ○各種会議	○準司法的権限による不当労働行為事件の審査に係る 準備書面や書証、審問調査等の読み込み、類似の裁判例等の 調査、和解案や命令書案の検討、各種打ち合わせ ○労働争議の調整事件、個別労働関係紛争のあっせん事件に 係る申請書や関係資料等の読み込み、解決案の検討
監査委員 【5名】 (うち2名は 常勤)	地方自治法	○監査(定期監査、行政監査、 住民監査等) ○審査(決算審査及び健全化 判断比率等審査) ○検査(例月出納検査)	○県の財務に関する事務の執行 及び経営に係る事業の管理 に関する監査等の適正な執行	○地方公共団体等との 兼職の禁止 ○立候補の制限 ○守秘義務	4年 (議会選任 委員は議員 の任期)	○委員監査(定期監 査、行政監査等) ○出納検査 ○各種会議	○定期監査、行政監査、財政的援助団体等監査、決算審査 ○及び出納検査等の調査、付属資料の読み込み及び内容の検討 ○決算審査意見書、健全化判断比率等審査意見書、附属資料の 読み込み及び内容の検討 ○住民監査請求の請求内容の要点整理、内容把握及び決定文案 の検討並びに陳述の意見の整理等
収用委員会 【7名】	土地収用法	○公共事業に必要な土地の収 用又は使用の裁決、和解等 ○土地収用法に基づく適正な 補償額の算定	○収用事件に関する事務(権利 取得裁決、和解、補償裁決等) の適正な管理執行	○議員等兼職の禁止 ○守秘義務 ○政治的行為の制限	3年	○委員会 審理 ○現地調査 ○各種会議	○事件内容の把握、争点整理等審理に関する資料の読み込み ○審理において聴取した意見の整理、裁決方針検討 ○裁決取消訴訟、審査請求へ対応するための準備書面等作成 ○法令、判例、裁決事例など職務関連情報等の調査・収集

委員会名 【委員数】	根拠法令	主な職務権限	委員に課される責任	委員が受ける制限等	任期	委員の活動内容	
						実績が確認できる活動	実績が確認し難い活動
海区漁業 調整委員会 【15名】	漁業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁場計画の作成及び漁業権の免許等に関する答申</li> <li>○漁場計画に関する建議</li> <li>○入漁権の裁定等</li> <li>○水産動植物の採捕等に関する制限、禁止等の指示の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁業法等に基づき事務権限の適正な管理執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議員との兼職禁止</li> <li>○就職の制限</li> <li>○正当な事由がない辞職の禁止</li> </ul>	4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定例会（月1回）</li> <li>○公聴会</li> <li>○各種会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地元漁民、近隣漁民との意見折衝、近隣の漁業状況等の実情把握</li> <li>○議事資料の読み込み、調査、整理検討、議事録確認等</li> <li>○漁業調整に関する情報収集、専門分野の知識の研鑽</li> </ul>
内水面漁場 管理委員会 【10名】	漁業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁場計画の作成及び漁業権の免許等に関する答申</li> <li>○漁場計画に関する建議</li> <li>○遊漁規則の答申</li> <li>○水産動植物の採捕等に関する制限、禁止等の指示の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁業法等に基づき事務権限の適正な管理執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議員との兼職禁止</li> <li>○就職の制限</li> <li>○正当な事由がない辞職の禁止</li> </ul>	4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定例会（月1回）</li> <li>○公聴会</li> <li>○各種会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議事資料の読み込み、調査、整理検討、議事録確認等</li> <li>○内水面漁業調整に関する情報収集、専門分野の知識の研鑽</li> </ul>